

入札説明書

この入札説明書は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器の賃貸借について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器 一式

(2) 借入物品の仕様等

別紙、仕様書のとおり。

(3) 借入物品の賃貸借期間

令和7年2月1日から令和14年1月31日まで（84か月）

(4) 借入物品の納入場所

別紙、仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 5の(3)に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 過去に国又は地方公共団体において、この公告に示した仕様と同等の物品の納入実績を有するものであること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(第2号様式。以下「確認申請書」という。)を、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

5 入札書の提出期限等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県企画調整部デジタル変革課(担当:渡辺主事)

電話024-521-7135 F A X 024-521-7892

E-mail jouhou_system@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 契約条項を示す場所及び期間

5(1)に掲げる場所において公告のあった日から令和6年6月20日(木)まで(土曜日、日曜日並びに祝日を除く。)の午前9時00分から午後5時15分まで

- (3) 資格確認申請書の提出期限及び場所

令和6年6月20日(木) 午後5時15分

福島県企画調整部デジタル変革課(担当:渡辺主事)

なお、郵送により提出する場合は、郵便書留により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。

- (4) 入札書、添付書類の提出期限及び場所

ア 持参する場合

下記(5)に定める開札の日時及び場所

イ 郵送による場合

令和6年7月3日(水) 午後5時15分

福島県企画調整部デジタル変革課

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月4日(木) 午後1時30分

イ 場所 福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室2

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、上記2の(1)の入札を希望する件名について、指定の入札書(第4号様式)に上記2の(1)の件名を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

- (2) 入札書を直接提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封書に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [7月4日開札 「件名:福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器」の入札書在中]

- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に上記(2)に掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。

なお、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第3号様式）（県からの通知）又はその写し

イ 委任状（第5号様式） ※ 代理人が出席し、入札する場合

ウ 納入実績証明書（第7号様式）

エ 入札保証金納付免除関係書類

財務規則第249条第1項により、入札保証金の免除を希望する者は、6月20日（木）までに5(1)に掲げる担当者に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（第6号様式）のみを提出すること。また、入札保証保険証券の提出が必要な場合は開札日に原本を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）

オ 提案機器一覧（第9号様式）

カ 仕様内容適合表（第10号様式）

- (5) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(5)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(4)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 賃貸借契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定によ

り両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項は、契約書及び財務規則による。

17 賃貸借料の支払い条件

(1) 賃貸借料月額の計算

賃貸借契約は機器等の賃借料の総額で契約するが、賃貸借料は、機器等の設置を完了した場合でも、上記2の(3)の借入期間の始期から起算し、契約終了までを賃貸借期間として暦の月毎に計算するものとする。

(2) 賃貸借料月額の計算における端数処理

賃貸借期間中の各月の賃貸借料は、賃貸借料の総額を賃貸借期間中の月数（以下「賃借月数」という。）で除した額を賃貸借料の月額（以下「平均賃貸借料月額」という。）とし、平均賃貸借料月額又は平均賃貸借料月額により算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、賃貸借料の総額から、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた賃貸借料を賃借月数で除して算出した額と当該平均賃貸借料月額から算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額の総額に1円未満の端数を生じない平均賃貸借料月額以下の近似値の額（以下「調整月額料」という。）を各月の賃貸借料とし、賃借料総額から調整月額料に賃借月数を乗じた額を減じた額を賃貸借期間の最初の月の賃借料に加算するものとする。

ただし、調整月額料によって算出された最初の月の賃借料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 賃借料の支払い

毎月10日までに前月分の賃借料の支払いを請求するものとし、県は請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払う。

18 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

19 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

20 借入物品の仕様等に関する質問及び回答等

物品の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。

(1) 入札説明書等に関する質問書（第1号様式）（以下、「質問書」という。）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所へ、電子メールにより送付することとし、送付の後電話で確認を取ること。

(3) 質問書に対する回答は、電子メールで入札参加資格確認申請書提出者に回答するほか、福島県企画調整課ホームページ（企画調整部入札情報）に掲載するとともに、上記5の(1)の場所で閲覧に供する。

(4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和6年6月17日（月）午後5時15分まで

とする。

21 提案機器に対する留意事項

- (1) 提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され、納入できることを証明する資料を提出すること。
- (2) 入札時点において、令和11年3月末までにサポート終了が決定している製品は含めないこと。
- (3) 審査するにあたって、提案機器が不明確で技術審査に重大な支障があると本県が判断した場合は、要件を満たしていないものとする。
- (4) 提出された内容等について、ヒアリングを行う場合がある。

(別記1)

福島県財務規則 (抜粋)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(18)まで (略)